

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を改正する条例（平成22年3月26日京都市条例第46号）（総合企画局情報化推進室）

移動通信用鉄塔施設整備事業の推進を図るために、次のとおり同事業に係る電気通信事業者の分担金の額を改定することとしました。

改正前	改正後
移動通信用鉄塔施設整備事業に要する費用の8分の1に相当する額	移動通信用鉄塔施設整備事業に要する費用の10分の1に相当する額

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第 46 号

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を改正する条例

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「8分の1」を「10分の1」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の規定は、平成22年度以後に着手する移動通信用鉄塔施設整備事業について適用し、平成21年度以前に着手している移動通信用鉄塔施設整備事業については、なお従前の例による。

(総合企画局情報化推進室)